

徳島県の町村合併

江戸時代から現在までの市町村数の変遷は、表1のとおりであり、各時代それぞれの歴史的事情や動向を反映している。

江戸時代の村は、伝統的な生活を基盤とした共同体である「ムラ」が、藩により行政体として編成されたものである。全国の平均的な村の規模は、村高四百石〜五百石・耕作反別約五十町・人口約四百人であった。藩内の村数は江戸時代初期からしばしば改編されたり、新田が開発されたりして一定していないがほぼ五百五十から六百村であった。表1の享

【表1】市町村数の変遷

年代	市	町(郷町)	村	計	備考
享保元年	(1 御山下徳島)	2 脇富 町岡	415	417	
文化10年	(1 御山下徳島)	5 脇富川市和 町岡島場食	572	597	御山下20町と5郷町を含む
明治22年	1 徳島	2 脇撫 町養	137	140	市制、町村制施行
明治43年	1 徳島	16	122	139	
大正15年	1 徳島	33	104	138	
昭和22年	2 徳島 島門	40	89	131	地方自治法施行
昭和28年	3 徳島 島門 島松	43	82	128	市町村合併促進法施行
昭和35年	4 徳島 島門 島南 島松	38	10	52	
平成7年現在	4 徳島 島門 島南 島松	38	8	50	

備考：明治5年大小区制により、徳島県を10大区71小区とする。
 明治12年郡区町村編成法により郡制をしく。
 徳島県総務部地方課 「徳島県市町村変遷図」より引用作成。

保元年は「阿波国淡路両国郷村高辻之帳」、文化十年は「阿波国村々御高都帳」による村数である。

藩都徳島は「御山下」(城下)とよばれ、脇町・富岡・川島などは商業を許可された「郷町」に指定され地方の経済や流通の拠点となっていた。

近代に入ってから、明治維新による地方制度の大改革である明治二十二年「市制・町村制」の施行と、第二次世界大戦後の昭和二十八年の「町村合併促進法」施行にともない市町村の編成数は大変動している。

表1でもあきらかなように「市制町村制」の施行以来、県内では時に応じて合併がおこなわれ、明治二十

二年には一市二町百三十七村であったが第二次大戦後には二市四十町八十九村に減少していた。

昭和二十八年九月一日法律第二百五十八号によって「町村合併促進法」が交付された。

目的は町村の組織や運営を合理的かつ能率的に再編成し、行政的社会的基礎を確立して市町村の自治を強化することにあつた。戦後の地方自治制度の改革にともない、町村の規模を大きくすることによって財政を豊かにし、住民の福祉を増進するための環境の適正化をはかるためであった。

この法律にもとづいた国の合併基

準計画に従って町村の適正規模すなわち面積三十km²、人口八千人以上という基準に従って約三分の一に減らすことが目標にされた。

この実現のため中央には町村合併促進本部、県には町村合併促進審議会、町村に町村合併促進協議会が設置され、合併に有利な補助金および交付金その他の諸特典が定められていた。

昭和二十九年三月那賀郡富岡町・麻植郡鴨島町を第一次として合併は進行し、昭和三十六年六月には四市三十九町村十村になり、当初予定の九十一・六％を達成した。

この合併が県内で一斉に進められ

るなかで、新町名や新庁舎の位置などをはじめ幾多の課題で対立や抗争がおこった。幻の合併におわつた日出市・八城市、地域を二分した羽ノ浦町や加茂谷村の対立、那賀川町などにみられた庁舎の交替使用など町村合併をめぐる幾多のドラマが展開された。

しかしこの合併により新町村の行政制度や財政基盤が整備され、地域開発のための区域拡大と経済投資の効率化はかられ地方自治振興の基礎が確立され現在にいたっている。

【徳島県の町村合併略年表】

- 昭和二十二年三月十五日 鳴南市誕生(撫養町・鳴門町・瀬戸町・里浦村)、二ヶ月後に鳴門市と改称。(旧府県制度下における最後の町村合併)
- 昭和二十二年五月三日 地方自治法施行。
- 昭和二十四年八月 シャウブ勧告。地方自治の充実・強化、地方税財政制度の確立を勧告。町村合併を示唆。全国的に町村合併の気運が醸成される。
- 昭和二十五年十二月二十二日 地方行政調整委員会(通称神戸委員会) 行政事務再配分に関する勧告。
- 昭和二十六年四月一日 勝占・多家良村の徳島市編入合併。地方自治法施行後における本県第一号の合併。
- 昭和二十六年六月一日 小松島市の発足。
- 昭和二十八年九月一日 「町村合併促進法」制定。
- 昭和二十八年十月一日 「町村合併促進法」施行。(時限立法)
- 昭和二十八年十月十六日 「徳島県町村合併促進審議会設置条例」制定施行。基本方針・基本大綱(百二十五町村)約四十町村、富岡・鴨島の両町をモデル合併の実現を期する)七地方事務所(勝名・那賀・海部・板野・阿波麻植・美馬・三好)設置
- 昭和二十九年十月十三日 「徳島県町村合併推進本部」設置。
- 昭和二十九年一月十四日 徳島県町村合併促進審議会、鴨島町・富岡町のモデル合併構想を答申。
- 昭和二十九年三月三十一日 「鴨島町」「富岡町」モデル合併実施。(促進法後第一号の町村合併)
- 昭和三十一年四月 地方事務所廃止。

【※各町村の合併については次ページ参照。】

日本の近代化において、二度の大規模な町村合併が行われました。

最初は、明治二十二年の市制・町村制の施行時であります。全国的には、七万余の村々が、一万三千余町村に整理されました。徳島県内では江戸時代以来の城下町の町まちを含め、約五百五十村が一市百四十五村に統合されました。この時の基本的な発想は、中央政府の強力な下部組織としての基礎を固めることでありました。

二度めは、昭和二十八年の町村合併促進法に基づく合併であります。この時には地方自治の強化を目的としていました。この時の「新しい町」は、中心地から町境まで五キロ程度、面積三十km²、人口八千〜一万人を基準として、国・県・町村で話し合いがもたれました。それぞれの町村の利害や思わくが衝突し、かずかずのエピソードを生み、今でも語りぐさになって残っているところも多くあります。これらの出来事は日本の近代化における地方自治誕生の苦しみと夜明けを告げるものであります。

文書館の展示は、展示した文書や資料によって「過去の歴史事実」を語らせるとともに資料を保存することによってこれだけの事実を明らかにすることができるという「資料保存の重要性」をアピールする目的も持っている。このため、一つ町の合併を扱うにしても合併の事実だけを提示するだけでなく、県の資料、町の帳簿、担当者のメモ等で多角的に、しかも段階的に資料を整理・展示し「文書保存と整理」の意義をアピールする必要性も持っています。このため今回の展示では県・町村など多方面へ資料提供をお願いいたしました。

町村合併は地方自治の原点につながる発想であり、合併のいきさつは現代の地方自治・地方行政の縮図とも言えることができます。この意味で今回の展示が、地方自治体のあり方をふりかえる契機となり、公文書保存の必要性を再認識していただく機会につながるよう願っています。

展示にあたって全面的にご協力にご指導をいただいた県地方課の中嶋課長ほか課員の方々、小泉町長ほか那賀川町の皆さん方に心からお礼を申し上げます。

平成七年一月三十一日

町村合併の展示に寄せて

徳島県総務部地方課長 中嶋知彦

今回、県立文書館において、多くの市町村合併が行われた昭和二十八年から昭和三十年代前半の「昭和の大合併」の時期を中心に本県の町村合併の展示が行われることとなりました。市町村合併の在り方に対する関心が高まり、合併に関する様々な議論が展開されている現在、本県の町村合併を回顧することは、今後の市町村の在り方を展望し、地方自治の一層の発展を期するうえで極めて意義深いものがあると考えております。

この昭和の大合併は、日本国憲法制定に伴う戦後の地方自治制度の諸改革により、義務教育等の事務が新たに市町村で処理すべきこととされ、これに伴い基礎的的地方自治体としての町村の規模の合理化を図る必要性から全国的に町村合併が推進されました。

本県においても、昭和二十八年十月に県町村合併推進審議会を発足させ、昭和二十九年三月のモデル地区（富岡町と大野・宝田・長生・中野島四村、鴨島町と西尾・森山・牛島三村の二地域）の合併をはじめとして町村合併が進められました。その結果、幾多の困難を極めながらも昭和二十八年に百二十八あった市町村の数は昭和三十四年末には五十三に減少し、ほぼ現在の本県の市町村に近い姿が形成されるに至りました。

この「昭和の大合併」の時期から約四十年が経過し、市町村は住民に密着した行政サービスの提供や地域の発展に重要な役割を果たしてきており、現行の市町村の区域も住民の間に定着したものとなっております。

しかしながら、この四十年の間に、交通・通信手段、産業構造、ライフスタイルは大きく変化し、日常生活圏も飛躍的に拡大しています。また、住民の価値観も多様化するなど市町村を取り巻く環境は大きく変化しており、これらに的確に対応した市町村行政の展開が課題とされています。おりしも、本年三月末には、現行の「市町村の合併の特例に関する法律」が失効します。現在、国では、昨年十一月二十二日の第二十四次地方制度調査会の答申を踏まえて法的措置についての検討が進められているところです。

このため、この町村合併の展示を一人でも多くの県民の皆様にご覧いただくとともに、今後の本県市町村の在り方を考える上での契機としていただけるよう期待しております。

最後に、この展示を企画・運営された県立文書館の大和館長ほか職員の方々の御努力に対しまして心から御礼を申し上げます。

美馬郡

- 協町
 - 美馬郡協町 [S33, 3.31 合併]
 - 美馬郡江原町 [S33, 3.31 合併]
 - 美馬郡岩倉町 [S33, 3.31 合併]
- 美馬町
 - 美馬郡郡里町 [S32, 3.31 合併]
 - 美馬郡重清村 [S32, 3.31 合併]
- 半田町
 - 美馬郡半田町 [S31, 9.30 合併]
 - 美馬郡八千代村 [S31, 9.30 合併]
- 貞光町
 - 美馬郡貞光町 [S31, 9.30 合併]
 - 美馬郡端山村 [S31, 9.30 合併]
- 穴吹町
 - 美馬郡三島村 [S30, 3.31 合併]
 - 美馬郡穴吹町 [S30, 3.31 合併]
 - 美馬郡口山村 [S30, 3.31 合併]
 - 美馬郡古宮村 [S30, 3.31 合併]
- 美馬郡木屋平村
 - ← 麻植郡中枝村大字中村山 (字二戸、字南二戸、字今丸、字東野々脇、字西野々脇、字木中) [S30, 1.1 編入]

麻植郡

- 鴨島町
 - 麻植郡鴨島町 [S29, 3.31 合併]
 - 麻植郡牛島村 — 板野郡一条町大字西条字先須賀・四ッ屋 [S29, 3.31 合併]
 - 麻植郡森山村 [S29, 3.31 合併]
 - 麻植郡西尾村 [S29, 3.31 合併]
 - 麻植郡東山村大字樋山路 [S30, 1.1 編入]
 - 阿波郡柿島村大字知恵島 [S32, 3.31 編入]
- 川島町
 - 麻植郡川島町 [S30, 2.11 合併]
 - 麻植郡学島村 [S30, 2.11 合併]
- 山川町
 - 麻植郡山瀬町 [S30, 1.1 合併]
 - 麻植郡川田町 [S30, 1.1 合併]
 - 麻植郡三山村(一部) [同上]
- 美郷村
 - 麻植郡三山村(一部) [S30, 1.1 合併]
 - 麻植郡中枝村(一部を除く) [S30, 1.1 合併]
 - 麻植郡東山村(一部を除く) [S30, 1.1 合併]

阿波郡

- 市場町
 - 阿波郡八幡町 [S30, 3.31 合併]
 - 阿波郡大俣村 [S30, 3.31 合併]
 - 阿波郡市場町 [S30, 3.31 合併]
- 阿波町
 - 阿波郡久勝町 [S30, 3.31 合併]
 - 阿波郡伊沢村 [S30, 3.31 合併]
 - 阿波郡林町 [S30, 3.31 合併]

戦後徳島の町村合併

徳島県総務部地方課作成の資料による

三好郡

- 三好町
 - 三好郡昼間町 [S30, 3.21 合併]
 - 三好郡足代村 [S30, 3.21 合併]
- 山城町
 - 三好郡山城谷村 [S31, 9.30 合併]
 - 三好郡三名村 [S31, 9.30 合併]
- 井川町
 - 三好郡井内谷村 [S34, 4.1 合併]
 - 三好郡辻町 [S34, 4.1 合併]
- 三加茂町
 - 三好郡加茂町 [S34, 3.31 合併]
 - 三好郡三庄村 [S34, 3.31 合併]
- 三好郡東祖谷山村
 - 美馬郡東祖谷山村 [S25, 1.1 郡域変更]
- 三好郡西祖谷山村
 - 美馬郡西祖谷山村 [S25, 1.1 郡域変更]
- 池田町
 - 三好郡池田町 [S31, 9.30 合併]
 - 三好郡箸蔵村 [S31, 9.30 合併]
 - 三好郡佐馬地村 [S34, 3.31 編入]
 - 三好郡三縄村 [S34, 3.31 編入]

名西郡

- 名西郡石井町
 - 名西郡石井町 [S30, 3.31 合併]
 - 名西郡浦庄村 [S30, 3.31 合併]
 - 名西郡高原村 [S30, 3.31 合併]
 - 名西郡藍畑村 [S30, 3.31 合併]
 - 名西郡高川原村 [S30, 3.31 合併]
- 名西郡神山町
 - 名西郡阿野村 [S30, 3.31 合併]
 - 名西郡神領村 [S30, 3.31 合併]
 - 名西郡鬼籠野村 [S30, 3.31 合併]
 - 名西郡上分上山村 [S30, 3.31 合併]
 - 名西郡下分上山村 [S30, 3.31 合併]

板野郡

- 藍住町
 - 板野郡藍園村 [S30, 4, 29 合併]
 - 板野郡住吉村 [S30, 4, 29 合併]
 - 名東郡新居村名田 [S23, 4, 1 編入]
 - 名東郡北井上村小塚
 - 名東郡北井上村
 - 乳母島
- 上板町
 - 板野郡大山村 [S30, 3, 1 合併]
 - 板野郡松島町 [S30, 3, 1 合併]
 - 名西郡高志村 [S30, 3, 1 合併]
- 板野町
 - 板野郡板西町 [S30, 2, 11 合併]
 - 板野郡栄村 [S30, 2, 11 合併]
 - 板野郡松阪村 [S30, 2, 11 合併]
- 吉野町
 - 板野郡一条町 [S32, 3, 31 合併]
 - 阿波郡柿島村 [S32, 3, 31 合併]
 - (大字知恵島を除く)
- 土成町
 - 板野郡御所村 [S30, 3, 31 合併]
 - 阿波郡土成村 [S30, 3, 31 合併]

- 板野郡撫養町 [S22, 3, 15 合併]
- 板野郡鳴門町 [S22, 3, 15 合併]
- 板野郡瀬戸町 [S22, 3, 15 合併]
- 板野郡里浦村 [S22, 3, 15 合併]

鳴門市

[S22, 5, 15 改称]

- 板野郡大津村 [S30, 2, 11 編入]
- 板野郡北灘村 [S31, 9, 1 編入]
- 板野郡大麻町 [S42, 1, 1 編入]
- 板野郡堀江町 [S34, 4, 1 合併]
- 板野郡坂東町 [S34, 4, 1 合併]

名東郡

佐那河内村
 [※名東郡は、戦後の町村合併により、近隣都市に編入された町村が多く、現在では佐那河内村が唯一の行政単位となっている。]

徳島市

- 勝浦郡勝占村・多家良村 [S26, 4, 1 編入]
- 名東郡新居村 [S30, 1, 1 編入]
- 名西郡入田村 (矢野村を除く) [S30, 1, 1 編入]
- 名東郡上八万村 [S30, 2, 11 編入]
- 板野郡川内村 [S30, 3, 31 編入]
- 板野郡応神村 [S41, 10, 1 編入]
- ※名東郡国府町 [S42, 1, 1 編入]
- 名東郡国府町 [S30, 2, 1 合併]
- 名西郡入田村矢野 [S30, 1, 1 編入]
- 名東郡北井上村 [S30, 2, 1 合併]
- 名東郡南井上村 [S30, 2, 1 合併]

那賀郡

- 上那賀町
 - 那賀郡上木頭村 (海川地区) [S32, 1, 1 編入]
 - 那賀郡上那賀村 [S32, 1, 1 町制施行]
 - 那賀郡平谷村—海部郡中木頭村 [S31, 9, 30 合併] [S26, 1, 1 改称、編入]
 - 那賀郡宮浜村 [S31, 9, 30 合併]
- 木頭村
 - 那賀郡木頭村—海部郡木頭村 [S32, 1, 1 合併] [S26, 1, 1 郡域変更]
 - 那賀郡上木頭村—海部郡上木頭村 [S32, 1, 1 合併] [S26, 1, 1 郡域変更] (海川地区を除く)
- 那賀川町
 - 那賀郡今津村 [S31, 9, 30 合併]
 - 那賀郡平島村 [S31, 9, 30 合併]
- 羽ノ浦町
 - 那賀郡大野村大字下大野字明見 [S29, 3, 31 編入]
- 木沢村
 - 那賀郡坂州村 [S30, 4, 10 合併]
 - 那賀郡沢谷村 [S30, 4, 10 合併]
- 相生町
 - 那賀郡日野谷村 [S31, 9, 30 合併]
 - 那賀郡延野村 [S31, 9, 30 合併]
 - 那賀郡相生村 [S31, 9, 30 合併]

小松島市

- 勝浦郡小松島町 [S26, 4, 1 合併]
- 那賀郡立江町 [S26, 4, 1 合併]
- 那賀郡坂野町 [S31, 9, 30 編入]

勝浦郡

- 勝浦町
 - 勝浦郡生比奈村 [S30, 3, 1 合併]
 - 勝浦郡横瀬町 [S30, 3, 1 合併]
- 上勝町
 - 勝浦郡高銚村 [S30, 7, 20 合併]
 - 勝浦郡福原村 [S30, 7, 20 合併]

海部郡

- 由岐町
 - 海部郡阿部村 [S30, 2, 11 合併]
 - 海部郡三岐田町 [S30, 2, 11 合併]
- 日和佐町
 - 海部郡日和佐町—海部郡赤河内村 [S31, 9, 30 合併] [S23, 6, 1 編入]
 - 海部郡赤河内村 [S31, 9, 30 合併]
- 海南町
 - 海部郡浅川村 [S30, 3, 31 合併]
 - 海部郡川東村 [S30, 3, 31 合併]
 - 海部郡川上村 [S30, 3, 31 合併]
- 海部町
 - 海部郡鞆奥町 [S30, 3, 31 合併]
 - 海部郡川西村 [S30, 3, 31 合併]

阿南市

- 那賀郡富岡町 [S29, 3, 31 合併]
- 那賀郡大野村 [S29, 3, 31 合併] (明見を除く)
- 那賀郡宝田村 [S29, 3, 31 合併]
- 那賀郡長生村 [S29, 3, 31 合併]
- 那賀郡中野島村 [S29, 3, 31 合併]
- 那賀郡加茂谷村 [S30, 1, 1 編入]
- 那賀郡見能林村 [S30, 3, 16 編入]
- 那賀郡桑野町 [S30, 4, 15 編入]
- 那賀郡橋町 [S30, 3, 26 合併]
- 那賀郡新野町 [S30, 3, 26 合併]
- 那賀郡福井村 [S30, 3, 26 合併]
- 那賀郡椿町 [S30, 3, 26 合併]

昭和二十九年十一月、八幡村・市場町・大俣村の三町村合併案（町名市場）が浮上り交渉が進められた。同時に、土成村は板野郡の御所村との合併案が進行したがこの案は郡の所属問題がネックとなり暗礁にのりあげた。

このあと土成村・八幡町合併案が浮上、町名を「八城町」として、同年二月二十六日には両町村で議決まで行われた。そこで八幡村をのぞいて市場町・大俣村二町村合併案が進行し新町名を「市場町」として同年二月二十六日知事あてに合併申請が行われた。

ところが何故か「八城町」の正式申請手続きはとられなかった。このため八幡町は「市場町」に合流し、土成村は板野郡御所村と合併して板野郡所屬下に「土成町」として発足することとなった。誕生直前まで進行した「八城町」は文字どおり幻のごとく消え去ったのである。

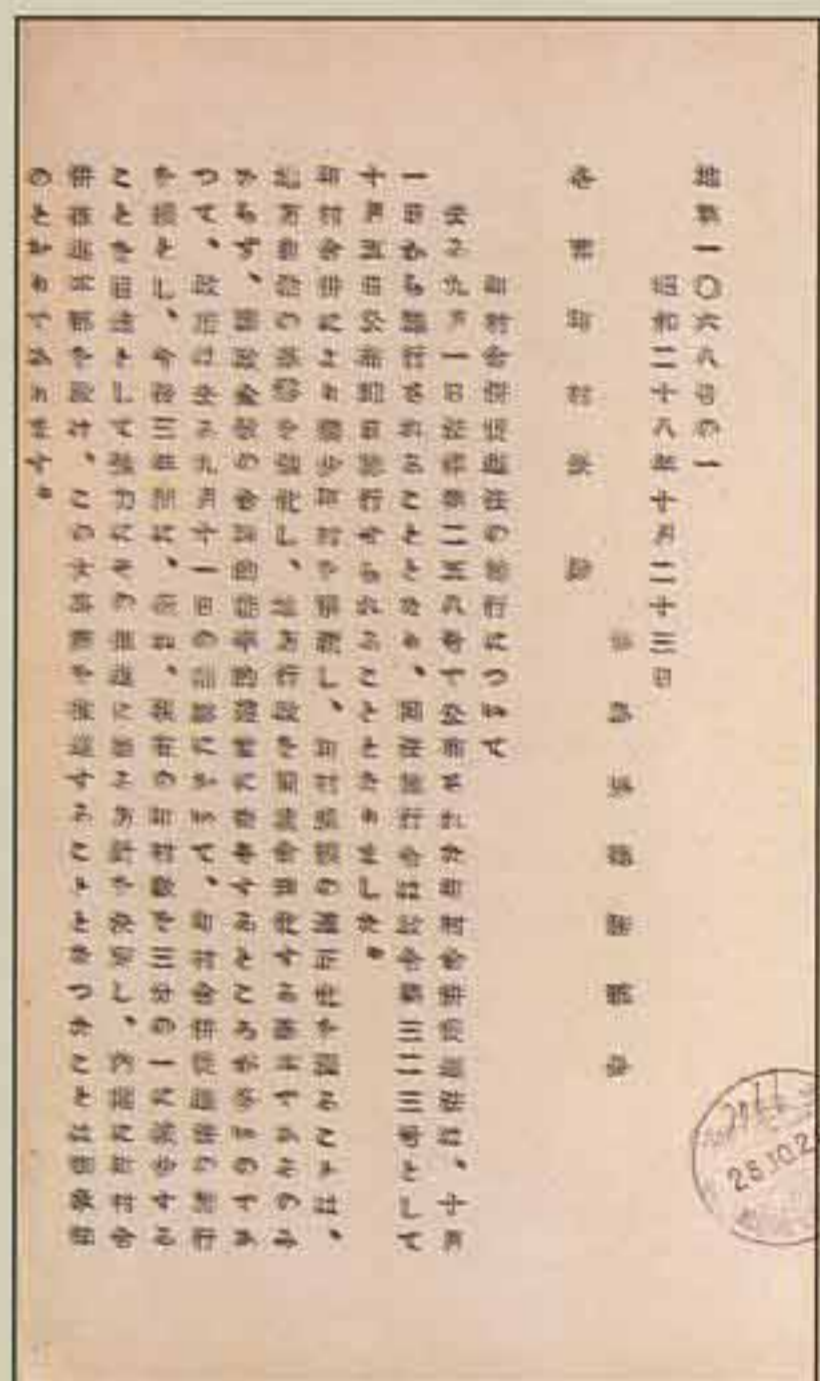
新市町村の名称

町村合併で大きな問題のひとつが新しい市町村の名称です。名称は看板であり、その市町村のイメージを作り上げる大事な問題であった。多くの町村では合併前の名称を引き継いだりしたものが多いのですが、名称が決まるまでに複雑な経過をたどったものがある。

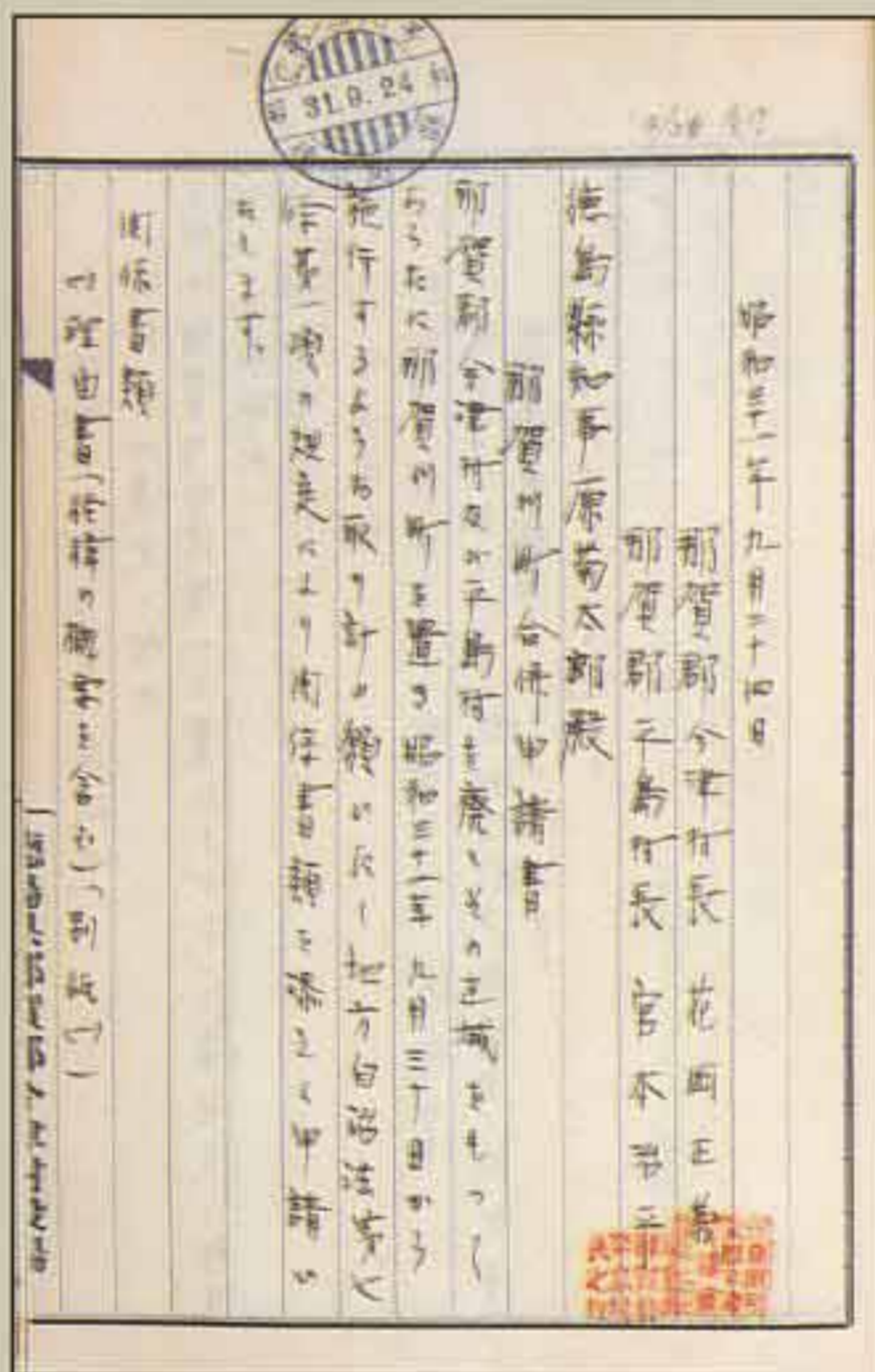
戦後一番早く合併を成し遂げ市制をひいたのが、昭和二十二年三月十五日にできた鳴南市であった。鳴南市は「迷難市」などとも呼び変えられるほど評判が悪く、一ヵ月後の五月十五日には現在の鳴門市に改称され、その

【参考文献】

- 『阿波の自治』
- 『徳島県史普及版』
- 『徳島レポート』
- 『角川日本地名大辞典36（徳島）』他



町村合併促進法について県からの通知（昭和二十八年十月二十三日）



那賀川町合併申請書（原本）（昭和三十一年九月二十四日）

とき知事は東京へ出張中で、これらの認可のやりとりが電報で行われた資料が残されている。かくて鳴南市は、二ヵ月で消え去ったのである。

昭和三十年一月一日麻植郡で成立したのが美郷村である。三山村、中枝村、東山村の三ヶ村で合併が行われたのだが「美山・美里・美郷・富栄・緑」の五案から、議論の結果三つの村を表す「美」と、ふるさとを表す「郷」という文字を使うことに決まったのだった。

【実施】

小松島市と坂野町が三十一年七月議会の議決で正式に合併を決めたのち、羽ノ浦町・今津村・平島村の三ヶ村は、公聴会や合併促進協議会などによって合併の話し合いを続けていた。特に合併促進協議会は九月十三日の初回以来連日のように協議を行ったが、議決を見なかつた。そのなかで、今津村と平島村は三町合併への段階的な合併として早々と決め、三十一年九月二十日には、二ヶ村の協議会を開き新町の名称を那賀川町にするなどの協定書を作成した。

平島村長宮本治平は、二十四日には村議会に關係議案を提出し議決を受けるとともに、今津村長花岡正義と連名連印の申請書を県に提出し受理された。

このように、平島村と今津村の対等合併による那賀川町の建設は、時限立法であった町村合併促進法の期限である九月三十日には両村が廃止となってその区域で行われるという早い展開を見せた。面積十九平方キロメートル、人口約一万二千の町が段階合併という形で誕生したのである。

その後十一月十二日に、初代町長として、元平島村長の宮本治平が当選し、種々の引き継ぎが行われて本格的に町政がスタートした。

【その後】

その後那賀川町は、二つの大きな課題を抱えスタートした。

第一の問題は、羽ノ浦町との合併である。町村合併促進法は三年の時限立法であり、三十一年九月三十日でその効力を失ったが、引き続き「新市町村建設促進法」が施行された。この法律では、県知事によって市町村の合併勧告ができることになっていた。徳島では、三好地区・板野地区・相生驚敷地区とともに那賀川町と羽ノ浦町の合併が三十二年一月十四日知事勧告されるに至った。那賀川・羽ノ浦両町は、両町長署名捺印のある合併申請書が作成されるに至るまで合併の話が進んでいたが、住民投票によって別々の道を歩むことに決まった。その後徳島市鳴門市などによる周辺町村の吸収合併のほかあとしまつが行われ、行政区画は再び安定の方向に向かった。

第二の問題は、役場の問題である。合併前の協定書で取り交わされたように、本庁舎は、今津・平島両村の中央地区に新築する。それまでの期間は、平島村役場を振り出しに二ヶ年交代とする事を決めたからである。その後四十二年には役場も完成し現在では、その周辺に町民センターや図書館などの公共施設も充実し、国道五十五号バイパスの延伸も成って町村合併の目的である効率的な行政運営の成果が出ているといつてよいだろう。

合併モデル町村

昭和二十八年十月一日付で施行された町村合併促進法を処理するために作られた県の機関が、町村合併促進審議会である。その審議会へ諮問された項目に、「情勢先進の町村合併をいかにすべきか」というものがあった。これは審議会の小委員会第四部に付託され、昭和二十八年度内（二十九年三月三十一日以内）に合併実施を実現できる情勢の地区として、那賀郡富岡町を中心とした地区と、麻植郡鴨島町を中心とした地区が挙げられた。これらの地区には、理想的で模範的な新町村の実現が求

幻の市町村合併

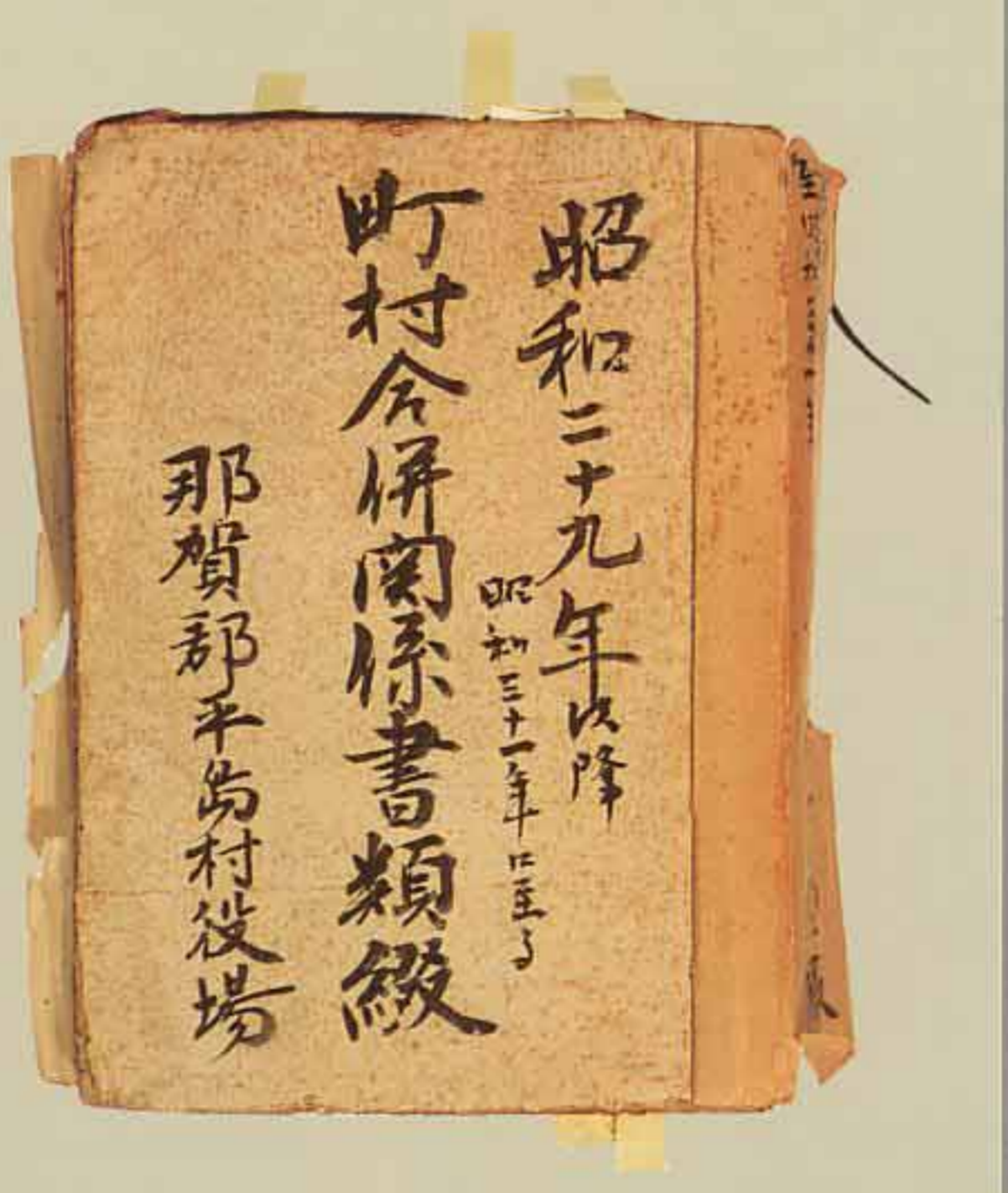
町村合併は行政区画の変更であるが、合併にともなわなれ親しんだ町名が消えたり、あらたな地域間の利害が対立したりするため合併にいたるまでには幾多の紆余曲折があった。難航の末、実現せず幻の市や町に終わった場合も数多かった。

昭和三十三年十月ごろ、板野郡下板地区の五町村（堀江町・松茂村・北島町・応神村・板東村の各町村）が合併して、人口約三万六千余人の市を設置するという構想が生まれた。「日出市」として昭和三十四年四月一日発足を目標に各町村がそれぞれの議会で議決直前まで進んだが諸般の事情で立ち消えになってしまったのもこのひとつである。

また阿波郡西部の三町村（久勝町・伊沢村・林村）は「阿波町」として昭和三十年三月三十一日発足したが、東部四町村（八幡村・市場町・大俣村・土成村）の場合には複雑であった。

められ、県の速やかな援助の必要もあわせて答申された。富岡町は、古くからの県南の中心地であり周辺五ヶ町村の合併はすでに二十六年ごろから話し合いは進められていた。また鴨島町も、製糸業・商業の中心地であり、周辺四ヶ町村の合併の話は、モデル地区とされることによつて一気に進んだ。

両町は、予定通り二十九年三月三十一日に合併を成し遂げた。その後富岡町は周辺町村をさらに合併して阿南市制を敷く到った。両町の成立はまさにその後の急速な町村合併の先駆けとなったのである。



那賀川町所蔵合併関連書類（昭和二十九～三十一年）

昭和三十一年九月三十日、那賀川町は誕生した。明治二十二年四月一日から約六十七年間続き安定した行政区画が変わったのである。そこに住む人々にとつては身近で大きな変化であったと言えよう。実際に行われたこの合併を那賀川町に残る公文書で計画・実施・その後という経過に沿って見ていこう。

【計画】

那賀川町が成立する三年前の二十八年十月一日弱小町村の解消・地方自治基盤の強化をうたい三年間で全国の町村数を三分の一にするという「町村合併促進法」が施行された。今津村と対等合併により那賀川町となる平島村へも十月二十三日付けで所管の県総務部から通知が出された。翌二十九年二月には、坂野町・羽ノ浦町・今津村・平島村の四ヶ町村が懇談会を持っている。この四ヶ町村は全て那賀郡に入り川北地区と呼ばれ、那賀川北岸の平野部で用水組合等関係も深かった。徳島県の広報誌であった『徳島レポート』の二十九年七月号にある町村合併試案でも、A・B案ともにこの四ヶ町村の合併を盛り込んでいる。面積三十九平方キロメートル・人口約二万九千の町となる計画であった。

しかし、この四ヶ町村の道はひとつではなかった。平島村や羽ノ浦町は、古くから組村（藩政時代の地方行政組織）として関係が深かった那賀川南岸の阿南市域との合併の話があったし、この四ヶ町村全てに北の小松島市へ吸収合併の話が出ていた。川北四ヶ町村の合併は、坂野町の提案で三十年三月に建設することを目指したが、結局住民投票とも言える町長および町議選の結果によつて坂野町が小松島市との合併を決め、この地域の合併計画は混迷していったのである。

那賀川町の合併



展示資料目録

番号	年代	表題	備考
1	S29～S31	町村合併関係書類綴	那賀川町所蔵
2	S30	議事関係書類綴	〃
3	S30～	事務引継完了報告書綴（村長並び職員）	〃
4	S31.9	廃村式並び表彰関係書類綴	〃
5	S31.11.11	那賀川町長選挙関係書類綴	〃
6	S31	那賀川町議案書類綴	〃
7	S31.9	合併書類（羽ノ浦合併関係他）	〃
8	S21	鳴門市制関係書類	県地方課所蔵
9	S28～	町村合併促進審議会綴	〃
10	S22	鳴門市制関係書類	〃
11	S33	阿南市設置関係綴	〃
12	S28	町村合併計画資料	〃
13	S30	合併申請書 鳴門市・川島・横瀬等	〃
14	S30	町村合併報告資料（モデル合併関係）	〃
15	S31	町村合併功労者表彰関係	〃
16	S32	知事勸告ブロック合併交渉関係	〃

第九回 企画展
徳島県の町村合併

編集・発行 徳島県立文書館

〒770 徳島市八万町向寺山
電話 〇八八六（六八）三三七〇

印刷 原田印刷出版株式会社

〒770 徳島市西大工町四ノ五
電話 〇八八六（二二）三三五六

平成七年二月三十一日発行